

過誤納金還付通知請求書	
納付に係る登録免許税の課税標準及び税額	納付した登録免許税の金額を記入
計算に誤りがあったこと等により過大となった登録免許税の課税標準及び税額	過大となった登録免許税の金額を記入
当該請求をする理由及び当該請求をするに至った事情の詳細	過大納付または申請取り下げとなった事についての理由を記入
過誤納となった登録免許税の納付方法（現金納付した登録免許税についてはその納付した収納機関の名称）	「収入印紙納付」と記入
請求者の住所地（居住地）	請求者の住所地及び郵便番号を記入
当該請求に係る登録免許税の還付場所として希望する銀行（振込み希望預貯金口座）又は郵便局の名称及び所在地	※別紙参照
その他参考となるべき事項	<input type="checkbox"/> 申請を行った年月 _____ <input type="checkbox"/> 請求者の連絡先 _____ <input type="checkbox"/> 籍（名簿）登録番号 _____ <input type="checkbox"/> 住所地（居住地）を管轄する税務署及び所在地 税務署名： _____ 所在地： _____
<p>登録免許税法第 31 条第 1 項の規定による通知をするよう上記により請求する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>厚生労働省医政局長殿</p>	

(注) 登記等を受けた日から 1 月を経過する日までに医政局長あて請求すること。

《 別 紙 》

◇ 登録免許税の金額について

1. 「納付に係る登録免許税の課税標準及び税額」の欄には、当該申請に伴って納付した登録免許税の全額を記載すること。
2. 「計算に誤りがあったこと等により過大となった登録免許税の課税標準及び税額」の欄には、当該申請に伴って本来納付すべきだった登録免許税の金額を差し引いた金額を記載すること。

◇ 当該請求をする理由について

1. 以下の記載例を参考に当該請求をするに至った事情を記載すること。

(1) 過大納付の場合

本来、●●円を納付すべきところ、誤って■●円の収入印紙を貼付してしまい、▲▲円分を過大に納付してしまったため。

(2) 申請取り下げの場合

既に籍（名簿）訂正が完了していることを失念し、同様の内容で再度申請してしまい、当該申請を取り下げることとなったため。

◇ 振り込み先について

1. 銀行の場合は、以下の点に注意すること。

(1) 振込先の名義は、請求者本人でなければならない。（本人以外の家族も不可。）

(2) 銀行名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義まできちんと記載すること。

（最終的に税務署の方が振り込むので、きちんと記載されていないと振り込めないため。）

（記載例）

銀行名：●●銀行

支店名：●●支店

口座種類：普通預金口座

口座番号：●●●●●●●●

口座名義：●● ●●（カタカナで記載すること）

2. 郵便局（ゆうちょ銀行）の場合は、以下の点に注意すること。

(1) 銀行同様、振込先の名義は、請求者本人でなければならない。（本人以外の家族も不可）

(2) 郵便局名、記号、番号をきちんと記載すること。（これも銀行同様である。）

（記載例）

銀行名：ゆうちょ銀行（●●郵便局）

記号：●●●●●●

口座番号：●●●●●●●●

口座名義：●● ●●（カタカナで記載すること）

- (3) 口座（記号、番号）等がない場合、郵便局で受け取る事も可能である。その場合は、

その旨をきちんと記載すること。

(記載例)

郵便局名：●●郵便局

口座（記号、番号）等がないため、こちらの郵便局での受け取りを希望します。

◇ 請求人の住所地について

1. 住所を記載する箇所には、都道府県名を省略せずに記載し、郵便番号も記載すること。